▼大学設置基準

|  |
| --- |
| （他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）第28条　大学は、教育上有益と認めるときは、**学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる**。２　前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。（大学以外の教育施設等における学修）第29条　大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。（入学前の既修得単位等の認定）第30条　大学は、教育上有益と認めるときは、**学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位**（第31条第１項及び第２項の規定により修得した単位を含む。）**を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる**。２　前項の規定は、第28条第２項の場合に準用する。３　大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第一項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。４　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、**編入学、転学等の場合を除き**、当該大学において修得した単位（第27条の３の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第28条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）及び前条第１項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて**60単位を超えないものとする**。（科目等履修生等）第31条　大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。 |